

第 4 期中央教育審議会大学分科会（第 7 2 回）議事要旨（案）

1. 日 時 平成 2 0 年 1 2 月 5 日（金） 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
2. 場 所 文部科学省 1 6 階 特別会議室
3. 出席者 （委 員）安西祐一郎（分科会長），飯野正子，荻上紘一，黒田玲子，郷通子（副分科会長），野依良治の各委員
（臨時委員）天野郁夫，有信陸弘，石弘光，木村孟，黒田壽二，佐々木正峰，佐藤弘毅，島田尚信，田中成明，中込三郎，中津井泉，菱沼典子，森脇道子の各委員
（専門委員）河田悌一委員
（意見発表者）長崎大学熱帯医学研究所 青木克則教授，
東京学芸大学国際教育センター 吉谷武志教授，
一橋大学理事 山内進教授
（事 務 局）玉井文部科学審議官，徳永高等教育局長，合田総括審議官，土屋政策評価審議官，布村文教施設企画部長，河村私学部長，久保審議官，戸谷審議官，片山高等教育企画課長，義本大学振興課長，永山国立大学法人支援課長，榎本高等教育局企画官，江崎大学改革官他

4. 議 事

（1）事務局より配布資料の説明があった。

（2）学位プログラムの検討について，前回の大学分科会（委員懇談会）における議論に基づき，事務局から「主な検討事項（例）」について説明があった。それを受けて，分科会長からは次のような発言があった。

○学位プログラムについては，17年答申（「我が国の高等教育の将来像」）や先般の大臣からの諮問（「中長期的な大学教育の在り方について」）の中に書かれている。学位プログラムの中身を固めるのは，大学分科会であり，多方面にかなり大きな影響を及ぼすと思うので，是非，各委員には，十分に考えてほしい。学位プログラムについては，今日の審議を踏まえ引き続きワーキンググループにおいて議論いただき，ワーキンググループから大学分科会にフィードバックしてもらう旨の発言があった。

つづいて行われた意見交換の内容は次のとおり。

○学位プログラムという言葉がよくわからないが，諮問事項の中から出てきており，その概念は，17年答申の中で，学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理するということから出てきたようだ。

「学位を与える課程（プログラム）」中心の考え方と学位プログラムは同じことなのか。学位プログラムという何か概念があるようにみえるが，これまでの学部・学科単位で学位を与える教育プログラムであるのか。従来のやり方とどう違うのか。学位プログラムというのが全く新しい概念であるの

か。その辺をぜひ、議論することが必要であり、ワーキンググループでも整理していただきたい。

○そのことをここで議論していくのだと理解している。

●基本的には、17年答申の考え方と同じ概念である。学位を与えるプログラムというものがあり、それは現に大学で行われていることの一部である。そういった概念で大学制度をもう一回再構成をするということである。例えば、学位プログラム自体が、あるものに変化をすとかということではなくて、学位プログラムを中心に大学制度をもう一回再構成するということを17年答申では言っている。学位プログラムの定義を明確にすることはとても大事だが、それを中心に大学制度を構築することの是非ということでは受けとめている。

○そういう意味で、まだ中身のかたまっていない話をここで議論して、将来の高等教育の在り方、どういう視点で高等教育を見て評価していくのか。今後、議論していくことだと理解している。

今の委員の意見、コメント等々、大変大事なことであり、議論を重ねていく必要があると思う。現在、学位プログラム検討ワーキンググループが立ち上がっており、ワーキンググループで検討を進めていただいたものを、この分科会に適宜、できるだけ多くフィードバックしていただくように改めてお願いしたい。

(3) 大学の機能別分化と大学間ネットワークについて事務局より資料3-1, 3-2について説明を行い、引き続き、全国共同利用機関における共同利用の現状、大学間での連携を進めていく上での課題について、長崎大学熱帯医学研究所・青木克則教授から以下のとおり発表があった。

私の経験から、日本における熱帯医学研究の推進のためには、共同利用と連携協力というものがいかに大切かということをお述べさせてもらいたい。そして、その共同利用の現状と課題、あるいは連携協力の現状と課題についても述べるが、それを理解していただくために、熱帯医学研究所の概要を説明させていただく。

昭和42年に長崎大学に附置された研究所で、平成元年に共同利用の認定を受けている。我々の研究所は、設置目的を明確にしており、これは外部評価で指摘されて明確にしたものであるが、熱帯医学及び国際保健における先導的な研究の推進と、この研究成果の応用による社会貢献、それと人材育成を目指している研究所である。

熱帯医学の研究を推進するためには、いかなる研究体制が必要かを簡単に書いた。我々が研究対象としている熱帯病というのは、多くは感染症で、かつ途上国に流行している。途上国では種々の因子によって、非常に猛威をふるっている。そこで、このような熱帯病の背景に対応する研究体制をとらなければならない。感染症の研究のためには、病原体と宿主、環境、組織が必要である。また、日本にない病気を扱っていることから、海外の研究拠点も必要。それから、先ほど言った非常に多くの因子があるので、文化人類学から遺伝子まで含めた、非常に分野横断的な学際的な研究が必要ということになる。

資料には、我々が持っている研究の組織を明記した。大体、今述べたような理想とするものに近い

組織を持っている。例えば、病原体の研究部門、人間を扱う部門、蚊とか、環境を扱う部門、それに附属設備として、アジア、アフリカに研究拠点をもち、かつ学際的な研究として共同利用のシステムを利用しているわけである。

次のページに2つ、ケニア拠点とベトナム拠点とを挙げたが、これは平成17年度に文科省から予算を頂いて、ケニア中央医学研究所とベトナムの衛生疫学研究所の建物の中に研究所を作っている。両研究所とも6～7名の研究者を派遣している。

本論に入るが、私どもの研究所は、共同利用を熱帯医学における非常に重要な学際的な研究のドライビングフォースと位置づけている。その理由は、我々の研究所は、多くの人間がアジア、アフリカに出かけて行き、熱帯地で収集された生物試料や情報を数たくさん持っている。これはうちの研究所の研究員だけが利用するのでは非常にもったいない。これを全国の皆さんに利用していただいて、いろいろな分野から研究をしていただければ、日本の熱帯医学の推進になるというところに我々は重きを置いて、この収集された情報等を使った共同研究を公募している。そして運営体制は、運営委員、専門委員に委嘱し、我々の研究所の意見はあまり通らないようにしている。

このように共同利用を長年やってきたが、平成16年に外部評価を受けた際に、随分と指摘事項があった。例えば公募課題の選考基準の明確さとか、一部の人たちだけに情報が渡って、全国の人たちに情報が渡っていないのではなかろうか等々、いろいろな指摘が出てきた。そこで、我々は平成18年に、運営委員とも相談し、改善しなければならないということで、3つのことを行っている。研究課題を重点配分し、採択では、外部委員だけをお願いをし、研究所の人たちの意見は反映させない。それから、海外の拠点を活用した共同利用もとり入れる。

そういうことで、次のページの平成20年度の公募要綱には、重点研究として4題掲げ、その中の2つを海外研究拠点の利用について公募した結果、応募件数は21件、そのうち、12件が採択されている。研究所外の研究代表者が応募されたのは、応募が5件でそのうち3件が採択されている。多くは熱帯医学研究所の職員が採用されたということになっている。ただし、共同研究員は、熱帯医学研究所が代表して務めても、外部の先生方を呼んでいるので、大体毎年40～50人の先生方が熱帯医学研究所を利用している。

次に、共同利用研究の成果と課題である。なかなか成果を書くのは難しいが、少なくとも学際的な研究に関しては、かなり成果が上がっていると言える。それから、運営委員あるいは共同利用の先生方から、熱帯医学は研究だけでなく教育も非常に大切だと言われている。また、熱帯医学会を中心に、熱帯医学の修士課程、国際保健学修士課程を設置してくれということで、18年度から熱帯医学の修士、20年度からは国際保健学修士が長崎大学に開講されている。教育の主たる役割は我々熱帯医学研究所の職員がやっている。

課題はたくさんある。外部評価で言われたとおり、全国の研究者への共同利用の周知の徹底ということで、熱帯医学がマイナーなために周知が徹底されていない。それから、重点課題に投資するか、あるいは幅を広げるか。これはいつも常に問題になっている。それから、新しく始めた海外拠点の活用であるが、確かに共同利用で参加する方には非常に有意義だと思うが、熱帯医学研究所の職員にと

って非常に負担になる。例えばケニアに行くと、ケニアの共同研究者との連絡をとる必要があるし、特許の問題もある。共同利用となった場合には、だれが特許権を持つかということも問題になるかもしれないし、外部評価で指摘された共同利用による研究成果の不明瞭さ、どこまでが共同利用でやった研究で、どこまで熱帯医学研究所本来の研究かと言われたときに非常に困る問題が出てくる。この辺の問題を解決できれば、共同利用・共同拠点は、少なくとも学際的分野、学際的な研究が必要な分野では非常に効力を発揮するシステムではないかと思っている。

次に連携協力について説明する。我々の研究所が関与している連携協力は感染症の連携であって、大きく分けて、この2つに関連している。

1つは、平成13年度から始まった研究であるが、我々は「感染症研究施設4大学連絡会議」と称している。これは沖縄サミットで、G8の宣言によって、文科省が感染症施設を強化したプログラムであり、ここにある4つの大学の施設が強化された。それで、九州大学の生体防御医学研究所の方が、ハード面だけでなく、今から4大学が集まって連携して、何か研究を推進しようじゃないか、ということが始まったのが、この連絡会議である。資料に書いてあるように、4つの大学が目的を共有し、役割分担をして、研究を進めてきた。

これはずっと続いていたのであるが、文科省が平成17年度から、新興・再興感染症研究ネットワークの構築を打ち立てた。これは、4大学会議と非常に類似したものだが、もっと大がかりなものである。これはSARS等の流行に対応し、文科省が国民の安全を守るため、感染症の研究を強化するプログラムである。文科省は、このときに基礎・応用研究、臨床医学・疫学研究、獣医学の3つの研究分野を設けた。新興感染症は、ほぼすべてが動物の病気が人間にかかってくる病気であるため、獣医学の研究が非常に重要であり、獣医を含めた3つの研究分野をつくった。これらの分野は、共同利用の感染症研究施設、あるいは海外研究の施設を含めた共同利用、あるいは病原体の統一管理、あるいはワクチン等の共同研究、さらに何かあったときの海外に出す緊急調査派遣隊等を総合して行うプログラムがある。その下に、各クラスターの世話役と参加校が書いてある。

これが現在進行中のプログラムであるが、年1回しか会議はやっていないが、そこで非常に成果が出ている。特にマラリアワクチンの研究はいろいろなところが行っており、大きく推進した。千葉大学を中心としたナショナルバイオリソースプロジェクトにおいて、細菌、原虫の保存が統一化され、がん研究者に分与されるようになった。それから、スマトラ沖であった津波災害に伴って、この感染症の危機管理調査、これは長崎大学が中心となって、連携ネットワークを通じて、北大、いろいろなところを集めて研究調査に行ったように、連携協力の成果が得られつつある。

この中で長崎大学は一つ特徴的な事業を展開している。それはJICAと長崎大学の連携融合事業である。JICAは途上国における技術支援あるいは人材育成を目的としている。我々はケニアに研究拠点がある。JICAと文科省が手を組んで、良い相乗効果をあらわせないかというのが、この新興・再興感染症研究プロジェクトである。その成果の例を示すと、我々は、ケニアの中央医学研究所にラボ、オフィスを作ったが、そのオフィスはかつてJICAがつくった建物の一部を使用しているし、研究の基盤となる人口動態調査システムをつくっているが、これにはJICAが近い将来、青年

海外協力隊を派遣し、サポートしてくれることとなっている。それから、JICAが日本に送った人、特に長崎の熱帯医学研究所で訓練した人を、プログラムに入れる等の連携の実績が少しずつ上っている。

さて、連携協力の課題について、これは全く私の私見であり、長崎大学の教授会でもディスカッションしたわけでないが、連携のとは組織の連携であるので、お互いの組織のミッションを壊さない、影響しないということが非常に大切と思いがちで、リーダーシップをとるのがなかなか難しい。また、今まで我々が感染症対策のプロジェクトを行ってきて、日本の研究体制、我々は文科省のもとで連携をやってきたが、感染症は厚労省あるいは農水省でも研究者が多数いる。このオールジャパンの体制での感染症の研究をつくり上げることは非常に大切かと思う。それから、海外拠点、幾つか文科省が中心にいろいろと長崎大学以外でも展開されているが、一番重要なのは関税、あるいは所得税、安全管理、いろいろな面があるので、他省庁、特に外務省等の協力があれば、この海外拠点の連携事業はもっとうまくいくのではないかなと思う。

課題はいろいろあるが、基本的に感染症研究、あるいは熱帯医学研究においては共同利用・共同拠点及び連携というのは非常に重要な因子ではないかと思う。以上である。

つづいて、以下のとおり質疑・応答、意見交換が行われた。(○：委員，◎：意見発表者，●：事務局)

○日本の国内の大学などの連携は、理解したが、ケニア、ベトナムはどういう組織が対応しているのか。

◎ケニアの場合にはケニア中央医学研究所とあって、ケニアの中で医学的には一番優れた研究所である。東アフリカのトップの研究所だと言われている。ベトナムの場合には、ベトナムの公衆衛生疫学研究所とあって、これも非常に優れている。途上国においては、どちらかという、研究所の方が大学よりは研究のレベルが上ということである。

○人材養成という意味での連携は、弱いのではないか。

◎研究所との人材養成の連携は弱い。人材養成は大学でやっている。

○日本の研究費で現地の人を採用できるのか。

◎できる。

○日本で採用して、向こうに送るのではなく、ケニアの人をたくさん受け入れるのか。

◎受け入れている。

(4) 全国共同利用機関の国際教育センターでの共同利用の現状、また大学間での連携を進めていく上での課題について、以下のとおり東京学芸大学国際教育センター・吉谷武志教授から発表があった。

資料は、パワーポイントをプリントアウトしていただいたものと、本センターの年報をお配りしている。本センターの年報の方に国際教育センターの基本的な性格、課題、組織等について、簡単に最

初、説明した上で、課題に入りたいと思う。

資料は9枚あるが、前半の方では、当センターがどのような形で設置されたのかということの経緯と目的が書いてある。当初は70年代以降の海外子女教育、それから近年では外国人児童生徒教育という初等・中等教育分野における課題、これに対応するという必要性をもとに設置された。おそらく、こういう初等・中等教育の国際化、あるいは海外の子供たちの問題に対する研究、研修、調査研究等の機能を持った施設は全国でも一つしかない。留学生センターはたくさんあるが、名称的に国際教育センターであっても、初等・中等教育の問題はほとんど行っていないのが実情であって、我が国唯一の施設であると考えている。そうした施設として発足しながら、2枚目にあるような沿革で、現在は国立大学法人の中に国際教育センターとして位置づけである。

事業の展開と成果等については、4枚目、5枚目に記されているが、省略させていただく。海外・帰国子女教育、国際理解教育、外国人児童生徒教育の3部門にわたって、こうした調査研究、研修等を行っている。

6枚目には、実際に、私どもの共同利用施設としての位置づけがどのような形の位置づけで事業が展開されているのかということを中心に簡単に記している。一つは、文部科学省の初等中等教育局国際教育課との共同体制で、海外・帰国子女教育の研修、教材等の開発を手がけていて、近年では外国人児童生徒教育のいわゆる第二言語としての日本語教育の教材開発、あるいはそうした対応する教員の研修、教育委員会に対する指導助言といったようなことをしてきている。それからもう一つは、全国の大学とのこうした分野における共同利用・共同研究体制をつくり、多くはプロジェクト体制で共同研究を進めてきたが、それに関連する唯一のリソースセンターとして、様々な研究資料等を蓄積して提供してきているということである。3番目は、自治体、教育委員会、学校との連携において、課題を解決していくという使命。それから、最近になって、特に大学の中に位置づけられたので、本学での私たちの持っているリソース、教員、スタッフとしての役割を兼ねて、大学の中での研究教育の協力体制を担いながら、従来からのセンターの任務を遂行していくという形で、現在に至っているわけである。

それで次の7枚目、大学の中の法人化以降の流れとしては、デメリット、メリット両方あると思うのだが、ここに挙げられたものが、共通の課題として各全国共同利用施設で抱えているのではないかと。比較的小規模な特定分野に特化した形である我々のセンターとしては、よく似た状況を持っているセンターも多いのではないかと考える。

一つは、学内に組み込まれることに伴う様々な問題である。大きく3つ挙げておいたが、いずれにしても、3点ともに、デメリット、メリット両方あると考えている。1番目の可能性の拡大というのは、要するに大学の中での認知、あるいは協力体制がよりとりやすくなる。中に見える形が実際になって、我々の教育研究あるいは調査研究が学内で見えるようになってきた。ただ、問題は、2番目、3番目は、昨今の大学政策の中で、様々なある種の縮減的な予算上、あるいは人材資源の縮減的な方向の中で、どうしても私たちのセンターも大学としての縮減の中に組み込まれていくため、事実上、センターのスタッフの凍結、削減ということも実際に起こる。人事評価については、4つの基準が一般に言われるが、教育、研究、社会貢献、学内用務という役割を果たす。

対外活動の従来型の業務と学内業務の関係を調整する必要が出てきている。

それから、国立大学法人が各大学の独自性、特殊性がかなり強くなるということで、共同研究プロジェクトの組み方が難しくなっている。当センターと一緒に共同研究をやることによって、各大学の知的資源が私どものところで発揮されるのではなく、そうした強い知的資源をお持ちのところは独自に研究を行いたいということが出てくる。

そうした変化とメリット、デメリット等を伴いながら、現在、私たちがどのようなことに取り組んでいるかということが、次の8枚目のシートである。私たちのセンターそのものは、国際理解教育、国際教育に関する、いわゆる国際化に関する新たな課題に取り組むということを使命として、設置以来、やってきた。初等・中等教育における外国人児童生徒または子供たちの国際化、多様化、異文化の問題ということに対する組織的研究を政策レベル、研究レベル、実践レベルで統一すべく、新たな取り組みを進めている。それから、調査研究のコーディネーションというのは、現代GPということで、例えば群馬、浜松、静岡とか、いわゆる外国人集住地域の中で研究を特化して展開されている拠点が新たにつくられている。そうした拠点での成果を言えば、全国的なレベルで展開するとか、あるいは少数分散化地域の状況など、おそらく全国的展開はそうした拠点のところでは、現在までの歴史とネットワークをお持ちでないので、展開することがほとんど不可能であろうと考えているので、私たちの大きな使命になると考えて、模索をしている。

それから、新たに国公立大学、本学も含めてだが、連携強化を進めているところである。2点だけ触れると、一つは研修機能の充実ということで、具体的に東京外大の多言語・多文化教育センターという、学校と学校の外側をターゲットにしているセンターがあるが、そこの共同研究、シンポジウム等の企画を今年度から始めて、3月に実施することになっている。それからカリキュラム開発等の協力については、実際に、日本語教育、外国人児童生徒教育に関する学内教育コース、あるいは大学院の設置ということに関してアドバイスないし協力を求められているのが実情である。

それからもう一点、初等中等教育レベルのグローバルネットワークの構築についてであるが、実際に初等中等教育の主として国内的な問題は、かなりいろいろな形で追究してきたが、実際にはこうした問題は、おそらく世界中で発生していて、アジア、ヨーロッパでも、そういったことが起こっているところである。そうした外国人児童生徒教育、移民の教育と言われることもあるが、国際理解教育のネットワークを具体的にヨーロッパの研究所と模索しているところである。基本的には我々の研究分野である統括された分野での、新しい試みも通常業務に加えて模索しているところである。

最後の1枚だが、実際に全国共同利用施設として何らかの形で再整備、新たな位置づけないしは、役割の明確化によってもたらされる効果について簡単に考えてみたところ。

まず、大学の用務として、我々のセンターの業務との調和、明確化が行われるだろうということがある。それから、競争的資金も我々は別にとっていて、努力をしているわけであるが、そうした一定の予算上の裏づけが大学全体の予算の中で縮減されたりすると、従来私たちが行ってきたことさえないような状況が出てくる可能性が高くなっている。そうしたある種の担保確保は可能ではないかと思っている。ただ、全体的な予算動向には左右されざるを得ない。ナショナルセンターとしての役

割を果たしていくために、そういったことが必要だろうと思っている。

最後に、組織的な連携体制の再編というのは、学内に取り込まれるような形になったことで、一定の教育研究機能、とりわけ学生教育も果たすようになるし、また他大学との連携も進めていくことになる。単に学内学生だけにとどまらず、専門分野における現職者、あるいは教員、社会人、そうした方々に対する研修、人材養成ができると考えている。

つづいて、以下のとおり質疑・応答、意見交換が行われた。(○：委員，◎：意見発表者，●：事務局)

○国際教育センターであるから、外国で学んだ児童等々に対する問題、あるいは外国人が日本で学んでいるときの問題などいろいろあると思う。グローバルネットワークの構築といっているが、外国とどのようなつながりがあるのか。欧米の大学が中心なのか、あるいはアフリカとか、南米の方なのか、具体的に教えていただきたい。

もう一点は、学芸大学がナショナルセンターと言っているが、国内の大学とのネットワークは、どうなっているのか。仕組みを教えていただきたい。

◎一つ目の海外のグローバルネットワークのところは、外国人児童生徒教育の問題、いわゆる移民教育の問題として、ヨーロッパなんかで大きな課題である。ヨーロッパでのあり方、要するに異文化的、多文化的な子どもたちが入ってきて、どのような対応をするのか。従来の受け入れ側の対応が非常に重要なキーになっていくのが既に明らかである。ヨーロッパ研究機関とのつながりを考えている。実際にはオランダのアンネ・フランクハウスという、あまり知られていないが、ヨーロッパの中で、かなり大きな移民あるいは国際理解教育等のネットワークを持っており、実は共同研究を進めるということで、カウンターパートになっていただこうと具体的に進めている。アンネ・フランクハウスは、ヨーロッパ域内でのEUを中心とするネットワークを持っているので、そこでのタイアップの中で、ヨーロッパのそうした移民教育あるいは国際理解教育的な、日本的に言えば、具体的な教材開発を含めて、もう一度再編して、お互いに学び合っていきたいと進めているところである。

アジアにおける連携は難しいのが現状である。

国内ネットワークについては、地理的に近い東京外国語大学を手始めにやっている。それから、現代GP等で、同じ分野の研究を行っている、群馬大学、静岡大学、愛知教育大学、その他、私立大学で浜松学院とか、集住地域で実際にそういう研究調査をしている大学があるので、そうした大学とのネットワークをつくっていくことが非常に重要だと思っている。今のところ、お互いの研究シンポジウムや研究交流には出席して議論する体制はでき上っているわけであるが、それを公的な形で拠点を構築して、それを具体的に普及していくということに関しては、現状ではなされていない。

○こうした共同利用の施設が法人化した後にどうなったかという点に大変関心がある。実態をよく知らなかったのが、その一端をお伺いすることができた。法人化前は、予算の枠は独立されていたが、法人化後は組織の一部としてやっていくので、学内でどれだけ取れるかという話になってきている、そういう理解でよいか。

◎学内の予算が自由にできるかという点、そうではない。一定のセンターに対する予算として来る。ただし、その枠は、実際の予算を眺めてみるとわかるのだが、法人化後の下がり方が非常に急速である。例えば1%枠をかけて下げるとい程度のものでなく、大学の事情が何らかの形で反映されている感じがする。維持される部分とそうではない部分が出てきている。とりわけ人事等に関しては、学内の教員総数の中に私どもは含まれているので、そうした影響は非常に大きい。予算的な問題よりも、そうした人間の配置の問題について、具体的な課題が出てきている。他のセンターもそうではないかと思う。

○国際化が急激に進んで、特に外国人子女がたくさん入ってくる。個別に群馬大学の例は若干私も存じ上げているが、個別の対応が行われて、それがGPで部分的に手当てされているという状況であり、今のままでは外部から資金が来ない限り、大学の中で予算規模を拡大したり、人をとることは非常に難しい状況といえるのではないか。

◎そう思われる。

○こうしたセンターは、予算がなければ、人も雇えない。人事権がないというのは、独自の資金がないということでもある。こういう施設が活発に活動していくためには、行政サイドに何がしてほしいのか。大学の中で戦っているのは、じり貧になってしまう恐れが多分にある。GPだけで手当てしているというのでは継続性がないので、非常に難しいのではないか。そういう点についての意見を伺わせていただきたい。

◎例えばGPの拠点で今、実際に研究が進められている。ところが、外国人児童生徒教育の問題というのは、本省からの調査結果も出ているが、要するに集住地域で大きな問題が噴き出しているとともに、全国的にそういう子供たち、国際結婚の子供たちも含めて、全国に散らばっているという実態が出ています。要するに、ある町村に4~5人しかいないような状態で、全国的に散らばっている。外国人児童生徒の総数、実際には日本語教育が必要だという調査が文科省から出ているが、おそらく数字からいっても70%の子どもは集住地域以外に住んでいる。そうしたところでは、こうした拠点的な教育研究、あるいは研修等ができない。GPが採択されて、そうした拠点大学があるところでのケアはある程度進んできている。私ども国際教育センターも全国的な中で頑張っているが、全国的なところへケアを広げ、研修を進めていくとか、具体的なケアを進めるということに関しては、おそらく唯一やっているのは私どものセンターに限られている。

それが人員の問題と予算的な問題で、研修会を東京の本学で実施している。かつては、関西地区あるいは別の地区に行くと、全国レベルの研修が地域でもきちんと開催され、拠点で受けられるという体制を組めたのだが、地域、地方における研修会は裏づけがなくなってしまう。個人的に講師として呼ばれて、対応する程度の状況になってしまう。非常に外国人児童生徒教育の地域性に関する点では、たくさんの地域にサポート等、あるいは研修等、調査研究の普及というのがなされていないというのが現状であると、極めて大きな危惧を持っている。

●制度の正しい理解のために申し上げるが、全国共同利用として、国立大学、公立大学が指定されているところには、それ相当の特別教育研究経費が措置されている。全国共同利用に係る経費について

は、大学内の順番とは別の順番で文部科学省の方に要求できるという仕組みになっている。

(5) 関西大学のソシオネットワーク戦略研究所の共同利用・共同研究拠点の状況等について河田委員からヒアリングを行った。その内容は以下のとおり。

資料3-2の12ページにあるように、本年度から私立大学にも共同利用の研究拠点をつくるということで、募集があった。特に人文学及び社会科学が私立大学は強いだろうということから人文学及び社会科学の共同研究拠点として、我々はこれに応募した。結果、慶応、早稲田、関西大、京都大学等が選ばれた。

資料の1ページにあるように、コンピューターを使って、どういう形で社会科学にコンピューターを活用、融合しながら研究を進めていくかということで研究センターを作っていた。2002年に、「ソシオネットワーク戦略研究センター」というものをつくった。それから、多くの外国及び国内の先生方から注目され、共同研究が実際に行われた。2004年に我々の大学は、私立大学の一つとして、高速情報通信網のスーパーサイネットというものの接続拠点校になった。コンピューターを使った共同研究ができるということで、データベースをいろいろ集めている。金融パニックに備えたもの、年金政策とか、知的労働、郵便貯金とか、日本人の政治意識の解明とか、いろいろなデータを集めており、それを共同で利用できる、そして共同で研究していくという形がつけられている。

2ページ目、運営委員会をつくって、運営をきちんと行う。機構の研究委員会、ここでいろいろな研究をしている方が集まって、学内的に研究を行う。それから、公募研究という形で公募を行う。

運営委員会は、3ページにあるように、我々の協定をしている大阪大学、あるいは、様々なところの方から入っていただいて、公募研究を決めるときには、この運営委員会で決定していただく。東京の方では東京駅の側に関西大学のセンターがある。大阪とのテレビ会議などを使いながら行っている。

4ページは、学際的研究者交流ということで、府立大学、大阪市立大学、大阪大学とは学術協定をやっているの、そういう方に入っていただき、慶応大学、あるいは早稲田大学、早稲田とは学術交流をやっているの、そこからも入っていただいている。

5ページにあるように、昨年まで、私立大学で6校、国立大学で11校、海外は日本を入れて6カ国38機関と交流をしている。その他にも内閣府をはじめ、いろいろなところと交流を行っている。参加人数は2007年で470名である。コンピューターであるので、非常にネットワークがつくりやすいということで、様々な政策提言にまで持っていきたい。

6ページにあるのが、どういう形で政策研究をやっているかモデル化したものである。今回はウェブ調査のバイアス調整を名古屋大学の大学院の経済の先生が行っているモデル化である。もう一つは、事前規制の計量的研究である。学習院大学の法学部の先生がこれに加わるという形で、これも外部の先生が入られた委員会で決定されている。それで一応、既に7冊の本を2002年から出して、英語のジャーナルを、レフリー付きで出している。来年1月にハーバードのジョルゲンソンという方に来ていただいて、実際に研究会をして、お披露目をしたいと思っている。

つづいて、以下のとおり質疑・応答、意見交換が行われた。(○：委員，◎：意見発表者，●：事務局)

○今の3人の説明を聞くと、共同利用・共同研究というものの制度設計が一体どうなっているのかわからない。大学の方が説明されたので、共同研究がこういうふうに行っているというのはわかるのだが、共同利用というからには何か共同で利用する対象があるはず。それが具体的にどういうふうに制度設計されているのか、あまりそれぞれ明確ではない。何か基準が文科省の方であるのだったら、説明していただければと思う。

●もともと共同利用という概念は国立大学の中での概念だったもの。一番典型的なのは、筑波にある高エネルギー物理学研究所，あるいは岡崎にある生理学研究所等がもともと発祥であって、いわば全国の大学の人たちが共同で利用できるインデペンデントな研究所という概念から始まった。それは大学の外にある概念だが、それを少し拡大したもの。例えば東京大学の宇宙線研究所，あるいは物性研究所のように、全国から、前もって1年ぐらい前に、その研究所のリソースを使いたい。あるいはその研究所に行って、一緒に共同研究したいということを公募を行った。そして、公募で採択された方はだれでも使えるという仕組みができたわけである。これは当時、国立学校設置法の中で文部科学省が個別に認定していた仕組み。そのときの要件としては、いわば運営委員会をつくるということが条件であって、運営委員会には半分、学外の人が入っている。したがって、学外の人が入った運営委員会で、その研究センターの運営、そして来年の研究計画の策定をする。これが従来平成16年までの国立学校における共同利用の附置研究所であった。

それを昨年、これを学校教育法レベル、要するに国公立大学全体のレベルに拡大し、現実に新しい仕組みというのは、一つの要件とすれば、まず全国の人に開かれたということがモットーである。そして、その内容とすれば、一緒に研究をするタイプ，あるいはリソースを共同利用するタイプといったように、様々なものがある。これについて現在、学術研究についてのみ、そういう制度ができていくわけである。学術研究の場合は、まず自分の大学で、このセンターを共同利用のセンターとして認定してもらいたいという大学が文部科学省に申請する。そうすると、学術分科会の方で認定を受ける。要件とすれば、先ほどの関西大学の説明にもあったように、学外者が半数近く入った運営委員会をつくる。そしてリソース，その他を自由に共同利用させると。そしてまた、共同利用型の公募型のミニ科研費のような形で公募型の研究資金を提供する。そしてまた、十分、研究者を受け入れる余地がある。そういう形で、実は今年になってスタートしたばかりである。

ただ、これはすべて学術研究の世界であり、教育機能あるいは学生支援機能，サービス機能についてはまだそういう制度は全くなく、制度化されていない状況。したがって、今回、ここでご審議頂いているのは、そういう機能，教育機能であるとか，学生支援機能であるとか，様々な業務機能にも拡大をしていくようなことの是非等について、またご審議を頂きたいという観点からご発表をいただいた。

○(有信委員) 非常に重要な設備を共同で利用するというコンセプトは非常にわかりやすいのだが、

それをさらに拡大して、ある種のコンセプトとかを提供する。その運営については学外者を半数以上で運営体制をつくる。こういうことで実際の研究を行う場も共同利用という定義にしよう。こういう拡大をしたということ。

○その場合の費用は、昔の国立だったら国が費用を出したが、今は独法になり、私学もあるわけであるから、そういうときの費用というのは、やはり分担するとかルールがあるのか。

●残念ながら、統一的に共同利用認定したからといって、それに対して文部科学省として統一的に支援をする仕組みはできていない。その中で今回、特に河田委員から説明を頂いたものは、共同利用研究拠点制度の認定とは別に、それとほぼ裏腹の形で、人文学及び社会科学における共同研究を推進するという別途のいわばプロジェクト型の研究予算がついている。それは5年間継続の予算であり、ある程度、プロジェクトのための予算でもって、共同利用性を一定の期間は担保していくということになっている。また、このほかに現に私立大学から、新しい形で共同利用認定を受けたものの一つに、再生医学の研究所がある。こちらは共同利用の認定自体は、いわば通常の学術分科会における認定だが、それを担保する資金の方は、別途、再生医学の研究プロジェクトということで、やはりこれもプロジェクト型研究資金によって、6年程度は支えられているという仕組みである。

○だんだん大学間のネットワークをつくりながら、あるテーマの研究を支援していこうという方向に動いてきているということだと思う。

やはりこれから大学間の連携等々によって、日本の高等教育、研究の、教育も含めての活力を上げていかなければいけないと思う。

(6) 留学生センター等における共同利用に関する基礎調査の結果について事務局から説明が行われ、続いて一橋大学の国際学生宿舎について一橋大学理事 山内進教授からヒアリングを行った。内容は以下のとおり。

資料4-3に即して、お話をさせていただく。

最初の設置の経緯は、もともと一橋大学は国立と小平に分かれていて、小平で前期教育といって教養教育をしていた。しかし、1993年に国立に全面移転するということを決め、改修を96年から行った。それで、小平キャンパスをどのような形で使うかということを検討した。これは「創造の杜」構想ということで策定した。多摩地域版の国際学生村というような形となり、国際文化交流・共同生活施設、放送大学関係施設や大学評価・学位授与機構などに小平キャンパスの中に入れていただくということになった。この中で、国際文化交流・共同生活施設ということで、外国人留学生が増加しているということがあり、学生の国際交流を推進させる目的から、日本人学生と外国人留学生の混住型ということを企画することにした。

そのプロセスの中で、「設置の経緯-2」というところを見ていただきたいのだが、平成10年に多摩地区国立大学事務局長会議において、このような構想が報告された際に、多摩地区の他の国立大学であっても留学生用宿舎が必要であり、戸数を確保できないかという要望が出された。これを受け

て、文部省（当時）と協議の結果、本学だけではなくて、東京学芸大学、東京農工大学及び電気通信大学の多摩地域3大学の外国人留学生用の戸数も用意する形で、国際学生宿舎を作ろうということになった。2003年3月に竣工した。

さらに「設置の経緯－3」になるが、国際学生宿舎は順次、3期に分けてつくられ最終的には設置数計785戸である。日本人学生用には387戸、外国人留学生用に398戸である。A、B、C、D、E、Sの各棟から成るという形をとり、中には夫婦・家族棟もある。基本的には単身用が多い。これにつきましては『一橋大学小平国際キャンパス』という形でパンフレットが出ているので、それらを見ていただければよろしいかと思う。

実際に各大学の割当数はどうなっているかというところ、5ページのところで、一橋大学が単身用、夫婦用、家族用で189戸、以下、83戸、37戸、89戸ということになっていて、かなりバランスよく割り当てられているものと思う。

国際学生宿舎での運営は、どのような形かというところ、管理責任者は一橋大学の教育・学生担当副学長が主事という形で管理責任者となり、そのもとに副主事、指導主事という者を置いて、具体的に運営しているという管理責任の形をとっている。しかし、実質的にいろいろな形でスムーズに運営するために、レジデント・アシスタントという、学生を中心とした留学生全員が、そこに入る形での小平学生宿舎留学生寮という名称で、ISDAK (International Students Dormitory Association of Kodaira) というものをつくり、実質的にいろいろな活動をし、それを大学側が支援していくという形をとることを基本としている。

「国際学生宿舎の運営－2」については、日本人のレジデント・アシスタント（チューター）を置き、留学生に対する生活サポート、連絡調整を行う。各大学から、経験がある者や熱意のある者を集めてアシスタントとなり、これがISDAKの中心的な役割を果たすという形をとっている。

2008年10月1日現在、入居率は基本的に留学生に関しては、ほぼ100%と云っていい状態になっている。非常に有効に活用されていると思う。

この複数大学があつて、留学生が混住する利点の最も大事なこととして、国や地域、文化、宗教、生活習慣の違う人たちが集まって交流をすること。互いに異文化を理解する、そういうことが非常に大きなメリットである。さらに地域との交流ということも考えられ、地域の国際交流団体等との関係を持って、いろいろな形で交流を行うことが可能になる。さらに、幾つかの大学が一緒になっているため、複数の大学の外国人留学生が入居していることから、専門の違う分野の学生の考え方など、自分にはない視野や考えがあることについて刺激を受ける。大学の垣根を越えた交流もメリットであると言える。さらに日本人の側からとって、レジデント・アシスタントという者が入ることによって、日本人自身がいろいろな形で活躍することによって、いろいろな意味で成長するということと言える。一橋大学では、1年以上、レジデント・アシスタントとして活動した者に対して、大学学長が感謝状を贈るということをしている。

問題点については、財政と運営の2つの点があると思われる。現状では一橋大学が幹事大学であり、国際学生宿舎の管理は一元的に一橋大学が行っており、負担がある。それから、建物は磨耗して

いくので、ランニングコストがどんどん増加していく。この経費は一橋大学が負担しているが、今後、ますますいろいろお金がかかっていくので、この維持管理のための財政確保が問題になっている。

もう一つは運営であるが、管理部門の職員については、どういう形で運営がなされているかという点、一橋大学が職員として活動しているということがあり、問題が起きたときに連絡調整に当たる。これはある意味ですっきりしているが、連絡調整などの負担は大変大きい。問題を抱えた留学生のサポート体制も問題がある。メンタルな問題を含めて、留学生の休日や夜間のサポート体制の確立が大きな問題であり、現在検討しているところである。

以上の点を踏まえながら、提言したい。

一つ目は、生活サポートの面から見て、居住者に対する生活指導や相談業務を行う担当主事を複数人化する必要がある。いろいろな国のバックグラウンドを持った留学生が来ているわけであるから、これらの外国人留学生を指導し、取りまとめるための教員から成る指導主事は必要であり、手薄であってはいけない。現実のところ、本学では留学生を担当している指導主事が1人、心理カウンセラーの資格を持っているが、非常に多忙を極めている。複数人置くことが必要ではないかと考えられる。

二つ目は、留学生の生活サポートや学生交流に徹した組織とチューターを置く必要がある。ISDAKが非常に有効に機能していると思われるので、こういうものが必要不可欠ではないかと思われる。例えば、『国際学生宿舎ハンドブック』というものが出されている。これは留学生が来たとき渡すものであるが、これはISDAKのメンバー、特にサポートをしている日本人学生が作ったもの。指導主事のみならず、チューターなどの協力を得た体制づくりが必要だ。

三つ目は、制度的なサポートの面で、宿舎の敷地内に自習できるような環境が必要と考える。一橋大学では敷地内にある旧図書館の分館を改装して、自習できるスペースにしてはどうかということを考えている。外国人留学生に多く見られるケースとしては、大学の図書館などで夜遅くまで勉強しており、帰宅が遅くなるということがある。そういうスペースが必要だ。

それから財政的な問題として、運営維持経費の分担ということが問題になる。現在、負担区分という問題をはっきりさせていなかったのだから、参加する大学間で取り決めをしておくことが必要である。

もう一つ、制度的な問題であるが、休日・夜間の相談体制や各大学間との緊密な連絡網の確立、情報共有、問題の早期解決のための定例会議などを開催する必要があると考える。宿舎には多種多様な留学生が集まっているので、メンタルな面でのサポートが必要であるということ。それから、夜間・休日の相談体制が必要だということである。複数大学間でのミーティングを密にすることが必要ではないかと考える。

つづいて、以下のとおり質疑・応答、意見交換が行われた。(○：委員、◎：意見発表者、●：事務局)

○6 ページの国際学生宿舎の運営だが、事務方がやるべきようなことを先生が担当しているようだが指導主事の留学生生活指導は、相当プロフェッショナルな事務方がやるべきことではないか。先生がやるとしたら大変な労力がかかって、先生方は教育・研究がおろそかにならないか。

◎本学の場合、心理カウンセラーの資格を持つ留学生担当の教員である。相当理解もあり積極的にやっていた。事務方は基本的に本学の事務を行っている。

○事務方は十分な能力を持っているのか。

◎生活指導、メンタルな面の指導など十分には行き届いていないと思う。

○機能別分化という意味が理解し切れていない。大学というのはもともと研究にしる、教育にしる、ある目的を持って、国なり地方自治体の意識を受けて、つくられてきているわけである。ここでいう機能別分化というのは、大学全体のことなのかそれとも各大学で特色を出すということなのか。

●資料3-2の2ページにあるように、17年答申に沿って考えている。大学については、世界的研究・教育拠点から高度専門職業人養成等々を含めて、7つの機能を併有する。各大学が自らの選択に基づいて、これらの機能のすべてではなく、一部分を保有する通例であり、複数の機能を併有する場合もあるし、また重点の置き方も違って来る。その重点の置き方が各大学の個性とか、特色にあらわれてくる。これは固定的にこういう機能だということ種別化するというのではなく、併有している幾つかの機能の間の比重の置き方で、緩やかに機能を分化していくという記述をしている。

○今現在の大学というのは機能別分化されていないという理解か。

●それぞれの機能を併有しているが、より特色を鮮明にして、重点をどこに置くのかということ意識させながら、その特色あるいは重点の置き方をより明確にしていくということでの理解と考えている。

○この7つの機能類型というのが、一人歩きすると、いろいろな問題が生じると思う。これは大学が本来、高等教育システムの中で全体として果たしている様々な役割を列挙してあるもの。そのため、1つの大学が様々な役割、機能を持っているのは当然だと思う。資料3-1の3の一番下書いてあるように、各構成大学が特定の機能に特化することを誘導するという話とは違うのではないかと思う。これから、どういうふうな機能がそれぞれの大学が強い部分をつくっていくのかという話は、いろいろな形で行われるのであろう。各構成大学が特定の機能に特化するというような言い方は、誤解を招きやすいと思う。教養教育を重視する大学があったり、キャリア教育を重視する大学があるというのは、7つの類型でいえば、幅広い職業人養成とか、総合的教養教育とかを重視する大学があるということだと思う。

そういう中で、今度は学位プログラムをどのように組むかという話とも関係してくるが、自分の大学としては、こういうタイプの学位を出したいということでプログラムを組まれる。それは、この7つというよりも、5つの重要な役割の様々な組み合わせが大学の中であり得るという理解だろうと思う。大学が機能別に全部、分化して、7つのタイプになるというわけではないと理解しているが、それでよいか。

●そのようなことだと思っている。

○学生のために教育目標は明確になるようにしていただきたい。学生たちは、日本の国内外を問わず、自分の実力を踏まえ、将来の目標に向かって、どこの大学に行ったらよいかわからない。学生の方から見たらとにかく入りやすいところに行くという感じである。学生たちにとってわかりやすい教育理

念、目標を設定していただきたい。

○この資料3-1の6番目に「国立大学の機能別分化の促進について」は今までこういう明確な形で出されたことはなかったかと思うが、まず国立大学で機能別分化を明確にするという意味も含めて、この6については議論をする必要があると思うが、具体的にどのようなことを考えているか。それとも、これから議論しようということなのか。

●国立大学の機能別分化は、ここで初めて出てきた。これまで中央教育審議会では、国立大学固有の問題について特化して議論したことはなかったと思う。そういう意味で初めてである。国立大学法人になって、第2期中期計画の策定にあたって、機能別分化の色をもう少し出し出しているという動きと連動しているわけであるが、文部科学省として、あらかじめ方向性があるって示しているわけではなく、ここでいろいろご議論いただいて、いい方向性を提示していただきたい。

○留学生センターの問題は、運営上、いろいろ難しい問題がある。共同設置・利用の数は非常に少ないが、これから、留学生30万人というときに、今、寮に入っているのは大体2割ぐらい今の2割から30万人になれば入る学生も3倍になると思うが、その場合に共同利用の調査をされて、共同利用を増やさなければいけない方向にあると思うが、この問題についてはどう考えられるか。

●今現在の大学の留学生は12万人弱おり、そのうちの大体2万人が大学の宿舎に入っているという状況。その中で留学生30万人計画の骨子では、渡日1年以内の方たちに公的な宿舎を確保していくという方向で進めようと思っている。基本的には、現在あるものを有効に活用することと、それに加えて、各セクターで努力をして整備していくことが大切である。

共同利用をする場合にいろいろな問題もあろうかと思うが、留学生の宿舎については、各大学で足りないというような意見が多いが、基本的には、あるところのリソースをいかに有効に活用するかという観点で考えている。

○留学生というが、日本人も住まないと教育的な効果はない。一橋大学は日本人も随分、ここに入っているのか。

◎一橋大学の場合は日本人もいる。住むところは必ずしも混住になっているわけではない。

○日本人の流動も考えないといけないわけで、それも相当流動させるためにパッケージで考えなければいけないのではないか。

●宿舎については、現状としては留学生のみの宿舎に入っている人が大体1万5千人で、あとの5千人は日本人との混住という状況である。今後、整備をされるにあたって、これは各大学等の考え方があるとは思いますが、基本的には混住して国際交流というものの拠点になっていくことを望みたい。

○私立大学は、7割ぐらいの留学生を受け入れている。その1人について、学費や生活費で2百万円ぐらいかかると思う。そうすると、今も大変なのに、さらにこれが30万人になって、そのうちの7割が私立大学に来て、ケアをするためには、財政的支援がないと私学はもたないと思う。抜本的な対策をしていただきたい。

○全くそのとおりである。留学生が増えるたびに赤字が膨らんでいく。また宿舎についても、税金ではなくて、手当てを行っているのだから、留学生を増やせと言われても、どうしていいかわからないとい

うのが、私大の意見だと思う。

●それは文部科学省に課せられた一つの宿題と思うが、この共同利用自体は、そうした課題に対する工夫とを考えていただきたい。研究所の共同利用を行い、国公私立をあわせて共同利用することで、全体に資金が流動化していくようになった。留学生宿舎についても同様に、一般学生、留学生のみならず、国公私立でいろいろな学生と一緒に入れるようにすることによって、国費を投入できるというねらいもあるということをご理解いただきたい。

○私立大学の中でも、規模が小さいところだと、学生同士の国際交流をしようと思ってもできない。例えば韓国とかアメリカは、初めから寮があって、そこにずっと入れて、費用が日本ほどかからない。ところが、日本に来てもらった場合、規模の小さい大学は寮を持っていないので、近くのホテルと交渉等をして、地道な努力をしなければならない。留学生は宿舎があって当然と思っている。まして宿舎を建てて、長期の留学の学生を入れることは、規模の小さい大学だと考えられない。生活の安定がなければ、勉強なんてできるわけがないので、生活の安定を図ることは重要。日本に留学し、安心して勉強ができる保証を最低限しないと留学生は来ないと思う。国立の宿舎の用意していただき、どこかの大学の学生もそこに入れるというような構想を考えられないのか。

○共同利用を有効に進めていくことによって、カバーできないか。

●共同利用として何か施設をつくる場合にも、いろいろな柔軟な建て方、そこに収益施設も入れるような柔軟な仕組みをすることによって採算が上がるなど、いろいろな工夫も取り入れて、検討していきたい。

○留学生は、特に文化とか、制度とか、宗教とか、違う人が入ってくるということで、仮に建物をつくっただけでは済まないことだということを、よくよく考えて30万人計画を進めていただきたい。

○文部科学省の手に負える話ではない。産業界も一緒に巻き込んでやらなければ実現しないのではないかと思う。

○全国共同利用の件については、「全国共同利用検討ワーキンググループ」があるので、今日の意見を是非生かしていただいてワーキングで検討していただければと思う。

(7) 事務局より、次回の分科会は12月16日、次々回の分科会は平成21年1月21日に開催されることについて連絡があった。

— 了 —